

中小企業の新たな 取り組み（経営革新） を支援します!!

経営革新計画の承認申請のしおり

～中小企業等経営強化法～

令和2年10月

島根県

中小企業等経営強化法に基づく**経営革新計画の承認申請**の手続きに当たっては、中小企業庁が作成しているパンフレット「**経営革新計画進め方ガイドブック**」を参考にしてください。

なお、島根県における承認までの流れ、独自の支援施策、連絡先等については本しおりに記載しておりますので、ご確認の上、手続きを行ってください。

1. 計画承認までの流れ

最寄りの相談窓口への相談

- まず**最寄りの相談窓口**（最寄りの商工団体等）へお気軽にご相談ください。
- 詳しい連絡先については、このしおりの最終ページをご覧ください。
- ビジネスプラン(経営革新計画)の作成には、様々なお手伝いができますので、上記の相談窓口へ**早めのご相談をお勧め**します。

必要書類の準備 ・作成

- 経営革新計画を作成されたら、申請書類を作成してください。
- 支援施策のご利用に当たっては、計画作成と並行して、各支援施策実施機関と**事前に十分な協議**を行ってください。特に、外部からの資金調達（融資等）をご利用になる場合は、**資金調達先と必ず事前に協議**しておいてください。

申請書の提出

- 計画承認申請書に必要な添付書類を添えて、県の担当窓口（最終ページ参照）に提出してください。

県知事の審査・承認

- 県の担当者が計画内容等のヒアリングを行います。
- 計画内容の審査後、承認された場合には、**承認通知書**が交付され、**各種の支援施策**のご利用が可能となります。
- なお、審査には**ヒアリング等の時間**を要しますので、融資等のご利用を予定される場合は、融資等の日程に間に合うよう**早めの申請準備**をお願いします。

計画の実行、支援施策の利用

- 各支援施策実施機関による審査を経た上で、支援施策等が決定されます。
- 計画を実行しながら進捗状況の把握を行い、**PDCA サイクル**（Plan：計画、Do：実行、Check：検証、Action：改善）の定着に努めてください。

進捗状況の確認 その他

- 計画開始後、フォローアップのために、進捗状況調査等が行われます。
- 実行後の状況により**計画の中止や変更等**が生じた場合は、**所定の手続き**が必要となりますので、県の担当窓口や最寄りの相談窓口（最終ページ参照）へご相談ください。

2. 申請書類の書き方、添付書類等

(1) 申請書の作成

島根県版の申請様式がありますので、必ず、**県中小企業課ホームページから最新の申請様式をダウンロードして記入してください。**電子媒体や紙での提供も可能ですので、県の担当窓口までお申し出ください。

申請書ダウンロード（県中小企業課ホームページ）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/shinjigyo/shinseisho.html>

(2) 記入上の注意

一般的な記載方法・注意事項については、**国パンフレット「経営革新計画進め方ガイドブック」**をご覧ください。県や商工団体等の窓口で配布しています。中小企業庁ホームページ（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>）よりダウンロードも可能です。国の様式第13は県の様式第1、国の様式第14は県の様式第2に読み替えてください。補足の注意事項は以下のとおりです。

① 様式第1（承認申請書）、様式第2（変更承認申請書）

- ・ 住所地は、法人の場合：**登記上の本店所在地**、個人の場合：**住民登録の住所地**（※事業所所在地ではありません）を記載してください。
- ・ **必ず連絡担当者欄**を記入してください。
- ・ **メールアドレスも極力記入**してください。経営革新に関する県からの様々な情報提供を、メールにて行う場合があります。なお、携帯電話のメールアドレスはご遠慮ください。

② 別表2（実施計画と実績）

- ・ 評価基準は**数字で客観的に評価**できる基準（例：売上高、生産数量、稼働率、不良率、新規顧客数等）が望ましく、主観的な基準（例：役員の評価等）は避けてください。

③ 別表3（経営計画及び資金計画）

- ・ **民間リース、産業振興財団の設備貸与制度**を利用される場合、リース期間に応じた**リース費用**を④販売費及び一般管理費欄と⑪減価償却費「リース・引当費用」欄に記載してください。
- ・ **各種補助金**を利用される場合、**補助金額**を「その他」欄に記載してください。

④ 別表4（設備投資計画及び運転資金計画）

- ・ 設備投資額については、**機械設備だけでなく、土地、建物等も記載**してください（いわゆる「設備資金」の対象となるものとお考えください）。
- ・ 別表4に計上されている必要資金額に対応するものが、別表3の資金調達額にもれなく計上されているか、**金額、時期等の整合性を確認**してください。

⑤ 別表6（関係機関への連絡希望）

- ・ 計画作成等に関与した**支援機関等**を連絡希望先に含むようにしてください。
- ・ 一覧にない機関への連絡も可能ですので、適宜、欄を追加して記載してください。

⑥ 別表7（事例集等作成のお願い）

- ・ **県のホームページ上で承認事例の一般公開**（「経営革新計画のテーマ」）を行いますので、それを念頭に公開区分を記入してください。

(3) 提出書類

一般的な提出書類・注意事項については、国パンフレット「経営革新計画進め方ガイドブック」をご覧ください。補足の注意事項は以下のとおりです。

① 添付書類

区分	必要書類	備考
法人	法人登記事項証明書又は定款の写し	可能な限り登記事項証明書を添付してください（コピーでも可）
	直近2期分の決算書	
個人	直近2期分の所得税の確定申告書の写し	

※ 変更承認申請の場合は、変更の内容に応じて異なりますので、県の担当窓口等にご確認ください。

② 参考資料

以下の資料は必須ではありませんが、審査における参考としたいので、可能な範囲内で添付をお願いします。

- ・ 企業概要（企業パンフレット、営業報告書等）
- ・ 新たな事業活動内容のイメージ図、具体的計画書、収支計画表等の参考資料
- ・ 設備投資がある場合、土地、建物、設備等の内容が分かるもの（図面、見積書、パンフレット等）

3. 支援施策について

以下の施策が用意されています。国パンフレット「経営革新計画進め方ガイドブック」に紹介されているものは施策内容を記載していませんので、詳細は国パンフレットをご覧ください。

太字のものは、**島根県独自の施策**です。

なお、計画の承認は、各支援施策の実行を保証するものではありませんので、**計画承認申請の準備と並行して、各施策実施機関へ事前に十分な協議を行ってください。**

区分	施策名	国/県
融資	① 信用保証の特例	国
	② 県制度融資の特別融資（新事業展開強化資金）	県
	③ 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度	国
	④ 高度化融資制度	国
	⑤ 設備貸与の特例	県
投資	⑥ 起業支援ファンドからの投資	国
	⑦ 中小企業投資育成株式会社からの投資	国
補助	⑧ ISO シリーズ等の国際規格認証取得促進助成金	県
	⑨ 事業承継新事業活動支援補助金	県
	⑩ 新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金	県
	⑪ ものづくり企業連携支援事業	県
販路	⑫ 販路開拓コーディネート事業	国
	⑬ 新価値創造展（中小企業総合展）への出展	国
海外展開	⑭ 株式会社日本政策金融公庫法の特例	国
	⑮ 株式会社日本貿易保険による支援措置	国
	⑯ 中小企業信用保険法の特例	国

各支援施策の補足説明は、以下のとおりです。

融資	① 信用保証の特例	国
	通常の付保限度額と同額の別枠設定、新事業開拓保証の限度額引き上げ	
	島根県信用保証協会 TEL 0852-22-2837	

融資	② 県制度融資の特別融資（新事業展開強化資金）	県
	(対象者) 計画承認を受けた中小企業者、組合等 (融資利率) 責任共有：年 1.35%、責任共有外：年 1.2% (保証料) 責任共有：年 0.4~1.5%、責任共有外：年 0.4~1.7% (融資限度額) 設備：8 千万円、運転：5 千万円 (融資期間) 設備：12 年以内、運転：10 年以内（いずれも据置 1 年以内） (保証人) 法人：取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による、個人：原則不要 (担保) 取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による (申込先) 最寄りの商工会議所、商工会等 ※ 別途、取扱金融機関、島根県信用保証協会の審査があります。計画承認は、融資実行を保証するものではありません。	
	県商工労働部中小企業課（金融グループ）TEL 0852-22-5883	

融資	③ 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度	国
	貸付利率は基準利率▲0.65%	
	株式会社日本政策金融公庫 松江支店（中小企業事業）TEL 0852-21-0110 // 松江支店（国民生活事業）TEL 0852-23-2651 // 浜田支店（国民生活事業）TEL 0855-22-2835	

融資	④ 高度化融資制度	国
	長期・無利子融資	
	県商工労働部中小企業課（金融グループ）TEL 0852-22-5883	

融資	⑤ 設備貸与の特例	県
	(対象者) 計画承認を受けた事業者 (利用限度額) 100 万円～1 億円（税込価格） (金利) 残金に対して年 1.60%（通常年 1.75%） (保証金) 設備価格の 5% (償還期間等) 7 年以内（6,000 万円超の場合及び公害防止設備は 12 年以内）、据置 1 年以内の月賦均等償還 (保証人) 法人：原則代表者のみ、個人：原則不要 (担保) 物的担保は原則不要 ※ 中古設備も対象となります（詳細をご確認ください）。 ※ 別途、しまね産業振興財団の審査があります。計画承認は、貸与実行を保証するものではありません。	
	公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5113 // 石見事務所 TEL 0855-24-9301	

投資	⑥ 起業支援ファンドからの投資	国
	株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供	
	中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド企画課 TEL 03-5470-1672	

投資	⑦ 中小企業投資育成株式会社からの投資	国
	株式の引受け、新株予約権付社債等の引受け	
	大阪中小企業投資育成株式会社 TEL 06-6459-1700	

補助	⑧ ISO シリーズ等の国際規格認証取得促進助成金	県
	(対象業種) 製造業又は情報サービス業を営む者(製造業又は情報サービス業の分野での取得を目指す者)	
	(対象経費) 専門家経費、審査登録に要する経費	
	(助成額) 対象経費の 1/2 以内で、1 件当たり 100 万円以内	
※ 別途、しまね産業振興財団の審査があります。計画承認は、補助金の交付決定を保証するものではありません。		
公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5115		

補助	⑨ 事業承継新事業活動支援補助金	県
	後継者が主体の事業	
	(1) 事業承継実施事業	
	○概要・対象経費：事業承継にかかる諸手続や事業承継計画を実行するための戦略策定等の経費	
	○対象者：後継予定者(65 歳未満)が決まっており、10 年以内に実施する事業承継計画(事業承継推進員の確認を受けていること。以下同じ)を有する事業者	
	○補助率：1 / 2	
	○補助上限：100 万円	
	(2) 人材育成事業	
	○概要・対象経費：後継者の育成や幹部人材の確保・育成等の経費	
	○対象者・補助率・補助上限：(1)に同じ	
	(3) 新商品・新サービス開発事業	
	○概要・対象経費：新商品・新サービスの開発や業務改善のための設備導入、施設改修等の経費	
	○対象者：後継予定者(65 歳未満)が決まっており、5 年以内に実施する事業承継計画を有する事業者。	
	事業承継実施後 2 年以内の事業者(代表者が承継時点で 65 歳未満)	
○補助率：2 / 3		
○補助上限：200 万円		
(4) 販路開拓事業		
○販路開拓のための広報媒体の制作や展示会出展等の経費		
○対象者・補助率・補助上限：(3)に同じ		

現経営者が主体の事業

(5) 第三者承継促進事業

○概要・対象経費：マッチングのための着手金、企業価値診断料等の経費

○対象者：後継候補者若しくは譲渡先を確保しようとする事業者、又は、県内中小企業を譲り受けしようとする県内事業者

○補助率：1/2

○補助上限：200万円

(6) 小規模事業者企業価値向上事業

○概要・対象経費：将来の事業承継を見据え、生産性向上等を目指して行う設備投資、IT導入、広報等にかかる経費

○対象者：概ね10年以内を目途に事業承継を予定している小規模事業者(代表者が50歳以上)

○補助率：1/2

○補助上限：200万円

共通事項

○事業期間 事業採択日の属する年度の2月末まで

○実施機関：各商工会議所、各商工会及び中小企業団体中央会、
公益財団法人しまね産業振興財団

窓口：各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会
公益財団法人しまね産業振興財団

担当：県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室）
県西部県民センター商工観光部（商工振興課）

※ 各機関の連絡先については、最終ページをご覧ください。

補助	⑩ 新型コロナウイルス対応経営改善支援事業補助金	県
	<p>(1) 事業目的 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、新型コロナウイルスへ対応した事業に転換し、異分野への進出等により経営改善を図ろうとする取組の経費の一部を補助することにより、事業継続を後押しし、廃業を防ぐことを目的としております</p> <p>(2) 対象者 ①新しい生活様式を参考としながら、経営革新計画に基づき新型コロナウイルスに対応した新たな事業活動を実施しようとする事業者 ②新型コロナウイルスの感染拡大に起因して、経営革新計画に基づき既存事業とは異なる分野へ進出し、事業継続を図ろうとする事業者</p> <p>(3) 対象経費 施設改修費、撤去費、備品機械設備等購入費、IT導入費等</p> <p>(4) 補助率：2/3</p> <p>(5) 補助上限額：500万円</p> <p>(6) 事業期間：令和3年2月末まで</p> <p>(7) 実施機関：各商工会議所、各商工会、島根県中小企業団体中央会、 公益財団法人しまね産業振興財団</p> <p>窓口：各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会、</p>	

	<p>公益財団法人しまね産業振興財団 担当：県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室） 県西部県民センター商工観光部（商工振興課） ※各機関の連絡先については、最終ページをご覧ください。</p>
--	--

補助	<p>⑪ ものづくり企業連携支援事業 県</p> <p>（事業目的）地域の企業が連携した取組により、取引拡大または新たな取引開始を目指すことにより、企業の競争力強化を促進し、地域経済への波及効果を図ることを目的としております</p> <p>（対象者と業種）3社以上の中小製造業により構成される企業グループ</p> <p>（支援メニューと優遇措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ものづくりアドバイザー派遣（専門家派遣事業） 派遣回数増加 通常派遣回数（企業毎に6回）＋グループ向け派遣6回 ○国際規格等取得促進事業 助成上限金額の増加 通常100万円→200万円 ○市場調査促進支援事業 助成上限金額の増加 通常50万円→100万円 ○専門展示会出展助成 助成上限金額の増加 通常30万円→90万円 <p>公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5115</p>
----	---

販路	<p>⑫ 販路開拓コーディネート事業 国</p> <p>販路開拓コーディネーターによるマーケティングサポート</p> <p>中小企業基盤整備機構中国本部 経営支援部 経営支援課 TEL 082-502-6555</p>
----	--

販路	<p>⑬ 新価値創造展（中小企業総合展） 国</p> <p>計画承認を受け、自社で開発した製品・サービス等で出展を希望される場合、出展審査等において評価の対象となります。</p> <p>中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 TEL 03-5470-1525</p>
----	---

海外展開	<p>⑭ 株式会社日本政策金融公庫法の特例 国</p> <p>日本政策金融公庫が信用状を発行しその債務を保証</p> <p>株式会社日本政策金融公庫 松江支店（中小企業事業） TEL 0852-21-0110</p>
------	---

海外展開	<p>⑮ 株式会社日本貿易保険による支援措置 国</p> <p>日本貿易保険が海外事業資金貸付保険を付保</p> <p>株式会社日本貿易保険 営業第二部 TEL 03-3512-7670</p>
------	--

海外展開	<p>⑯ 中小企業信用保険法の特例 国</p>
------	--

	海外投資関係保証の限度額の引き上げ
	島根県信用保証協会 TEL 0852-22-2837

4. 相談窓口（最寄りの商工団体）

- 商工会議所

松江 0852-32-0505 浜田 0855-22-3025 出雲 0853-25-3710
 益田 0856-22-0088 大田 0854-82-0765 安来 0854-22-2380
 江津 0855-52-2268 平田 0853-63-3211

- 商工会

まつえ北 0852-82-2266 東出雲町 0852-52-2344 まつえ南 0852-66-0861
 安来市 0854-32-2155 奥出雲町 0854-54-0158 雲南市 0854-45-2405
 飯南町 0854-76-2118 斐川町 0853-72-0674 出雲 0853-53-2558
 銀の道 050-3784-0955 川本町 0855-72-0123 美郷町 0855-75-0805
 邑南町 0855-95-0278 桜江町 0855-92-1331 石 央 0855-42-0070
 美 濃 0856-52-2537 津和野町 0856-72-3131 吉賀町 0856-77-1255
 隠岐の島町 08512-2-1157 隠岐 國 08514-2-0376 西ノ島町 08514-6-1021

（※ 本所のみ記載しています。支所等については、本所にご確認ください。）

- 島根県商工会連合会 0852-21-0651（本所）、0855-22-3590（石見事務所）
- 島根県中小企業団体中央会 0852-21-4809
- 公益財団法人しまね産業振興財団 0852-60-5115（本部）、0855-24-9301（石見事務所）

5. 県の担当窓口（申請書提出先）

区域	担当	所在地	電話(上)・FAX(下)
東 部 隠 岐	商工労働部中小企業課 (経営力強化支援室)	〒690-8501 松江市殿町 1 (県庁本庁舎 2 階)	0852-22-5285
			0852-22-5781
西 部 (大田市、 邑智郡以西)	西部県民センター商工観光部 (商工振興課)	〒697-0041 浜田市片庭町 254 (県浜田合同庁舎 2 階)	0855-29-5649
			0855-22-5306

制度の詳細い説明、申請書等のダウンロードは

→島根県中小企業課ホームページへ

経営革新 島根

※ このしおりの内容は、令和2年10月現在です。支援施策の内容等は、その後、変更される場合もあります。